

茨城県統計協会広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県統計協会（以下「協会」という。）が発行する刊行物（以下「刊行物」という。）へ掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における刊行物とは、茨城県民手帳、茨城県統計年鑑、茨城早わかり、市町村早わかり、統計いばらき等茨城県統計協会が定期的に発行するものをいう。

(広告の範囲)

第3条 刊行物に掲載する広告は、行政広報としての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、次の各号に該当するものは取り扱わないものとする。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義主張
- (3) 個人の氏名広告
- (4) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (5) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (6) その他、法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの、内容又は責任の所在が不明確である等社会通念上認められないもの

2 刊行物への掲載基準は、協会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、会長が、原則として公募により行う。

2 広告の規格、掲載期間等、広告の募集にあたって必要な事項は、会長が、個別に定める。

(広告主の選定順位)

第5条 協会は、広告主の選定に当たっては、次の順序に従って行うよう努めるものとする。

- (1) 国，政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する者
- (2) 私企業のうち，公共性の高い者
- (3) 地場産業や県産品その他県内の観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化，スポーツ，レクリエーション施設等，県内産業の活性化と県政の振興並びに県のイメージアップを図るにふさわしい者
- (4) その他，協会の広告主として適当と認められる者

(審査機関)

第6条 協会は、掲載する広告内容の適否を審査するため、茨城県統計協会広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会の委員長は会長を，委員は茨城県統計協会の副会長，幹事及び書記をもって充てる。

(広告主の債務)

第7条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要項は、平成24年5月8日から施行する。